

## 小児医療について

### 1. 現行の診療報酬上の評価の概要

- 小児医療に係る診療報酬上の評価は、主として、

- ・ 小児を対象とした点数による評価

**小児科外来診療料** 処方せん交付する場合 初診時 550 点

3歳未満の小児を対象とし、小児科を標榜する保険医療機関において算定できる。時間外加算等を除き、診療に係る費用はすべて含まれている。

**小児入院医療管理料 1** 3,000 点

15歳未満の患者を対象とし、別に定める施設基準を満たす、小児科を標榜する保険医療機関において算定できる。投薬、注射、手術等を除き、診療に係る必要はすべて含まれている。

- ・ 成人の点数に小児加算を加点することによる評価

**初診料の乳幼児加算（時間外）** 115 点

6歳未満の乳幼児に対して時間外に診療を行った場合

**手術の新生児加算** 各手術点数の 200／100 を加算

新生児に対して手術を行った場合

により評価されている。

- このうち、成人の点数の小児加算については、

・複数の点数に共通して比率として加算されるもの

(例) 手術の通則の新生児加算

すべての手術において、新生児に対して手術を行った場合に、行った手術点数の 200／100 点を加算する。

・個々の点数に加算されるもの

(例) 初診料の乳幼児加算 72 点

成人の初診	255 点
乳幼児の初診	255 点 + 72 点

・個々の点数の加算にさらに加算がされるもの

(例) 初診料の乳幼児加算（時間外） 115 点（別紙 1）

というように、複数の加算方式がある。

**2. これまでの改定の概要**

- 小児医療については、平成 15 年 3 月の閣議決定においても、疾患の特性等に応じた評価を行うこととされている。

<平成 15 年 3 月閣議決定 基本方針（抜粋）>

①疾病の特性等に応じた評価

回復期リハビリテーション、救急医療、小児医療、精神医療、在宅医療、終末期医療等について、医療の特性、患者の心身の特性、生活の質の重視等を踏まえた適切な評価を進める。

- これまでの改定においても、小児の専門的な入院医療の評価や夜間救急医療の充実等を図る方向で診療報酬上の評価がなされており（別紙2）、小児医療に関する施設基準の届出医療機関数は徐々に増加してきている（別紙3）。

（参考）平成16年度診療報酬改定の概要（別紙4）

### 3. 小児医療の提供体制に係る検討状況

- 平成17年8月の社会保障審議会医療部会において、「医療提供体制に関する意見中間まとめ」が取りまとめられ、小児医療についても、今後の検討の方向性が示されている。

<平成17年8月1日 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）>

#### 4. 母子医療、救急医療、災害医療及びべき地医療体制の整備

- 小児医療については、各地域において、医療連携体制を構築し、これを医療計画に位置づけていくことを通じ、地域での小児医療施設の再編・集約化や診療所と病院との連携強化を図り、また、休日夜間の電話相談体制の整備や、ITの活用による小児科専門医の診療支援を通じて遠隔地や時間外でも小児の症状に応じた適切な医療が効率的に行えるようにするなど、患者の受療行動に応じた切れ目のない保健医療提供体制を構築することが必要である。

#### 5. 地域、診療科等での医師の偏在解消への総合対策

- 産科や小児科、救急医療など診療科・部門による偏在の解消に関しては、
  - ① 診療報酬での適切な評価など不足している診療科への誘導、
  - ② 不足している診療科における診療を阻害する要因の軽減・除去（地域内の病院・診療所の協力体制の整備、電話相談事業の活用などによる夜間救急患者の集中緩和方策等）、
  - ③ 既存の医療資源の活用（これらの診療科に係る地域内の医師等の集約化の推進、女性医師の多様な就業への環境整備、麻酔科医の確保等）が考えられるところであり、

医療計画に事業ごとの医療連携体制を位置付け、4（1）（2）に記述したような母子医療や救急医療の体制を整えていくことと合わせ、幅広く検討していくことが必要である。

#### 4. 論点

- 小児医療に係る診療報酬上の評価については、引き続き、小児医療の提供体制の確保を図る方向で検討することとしてはどうか。
- 診療報酬体系の簡素化を推進する観点から、乳幼児加算を含む加算が複数あり複雑となっている現行の体系については、小児を対象とする新点数の創設により簡素化することを検討してはどうか（別紙5）。
- 小児入院医療管理料等については、小児科の常勤医師の配置がその要件となっているが、子育てしながら働くことができる環境の整備等を図る観点から、「常勤」の取扱いの在り方について検討することとしてはどうか（別紙6）。
- 複数の点数に共通して比率で評価されている加算については、それぞれの診療行為ごとの難易度等を勘案し、適切な評価となるよう検討することとしてはどうか（別紙7）。